ERINA 賛助会セミナー レジュメ 2012/04/24

「国境にまたがる民」と国際関係-「朝鮮族」をめぐる中韓関係から

ユ・ヒョヂョン (劉孝鐘、和光大学現代人間学部現代社会学科)

0. はじめに

現在、「約 192 万人」といわれる「朝鮮族」をめぐる中国と韓国、この二つの関係国の関係 やその背後にある両国の「民族」と国家をめぐるさまざまな状況を、1999 年に制定(2004 年に改定)された韓国の「在外同胞法」をめぐる状況から考える。

1. 基本用語および基本情況の説明

- ・「国境にまたがる民(族)」 cross-border ethnic groups, ethnic groups striding over the border, trans- national ethnic groups : 「同一の民族である意識を共有しながら複数の異なった国家にまたがって居住する民族」
- ・「跨境民族」(「跨界民族」「跨国民族」):「長期にわたる歴史発展において形成された、二つまたはそれ以上の現代国家にわかれて居住する同一の民族」(金春子・王建民『中国跨界民族』1994) 中国の55の「少数民族」のうち、30以上がこれに該当する。
- ・「ディアスポラ」(≒「離散民族」): ギリシャ語で「離散」の意味。従来は、ユダヤ史のコンテクストのなかで、「強制的離散」を意味するガルート galut に対し、「自発的な離散」を示す語として用いられてきた。1948年の「ユダヤ人国家」としてのイスラエルの創設以降は、アメリカをはじめとする、イスラエル以外の世界各地のユダヤ人社会を指すことが一般的であった。しかし、近年、ディアスポラという表現はユダヤ史にとどまらず、一般に祖国ないしは歴史的郷土を離れ、異国に少数派(=「少数民族(national minority)」として存在する民族的な共同体を指すようにもなっている。

•「朝鮮族」

中華人民共和国の公民(≒「中華民族」)である朝鮮人(=朝鮮民族)。韓国では「在中同胞」「韓国系中国人」などと呼ばれている。2000年の段階で192万人だったが、現在はこれより大幅に減少したと推測されている。

朝鮮族の大半は、19世紀半ば以降に朝鮮から中国に渡った人びとおよびその子孫で、東北地方に集中し、なかでも吉林省には約120万人(このうち約80万人が延辺朝鮮族自治州)が「居住」し、残りは、黒龍江省に約45万人、遼寧省に約25万人、内モンゴルに2万人と続くが、「改革・開放」以降、関内および韓国を中心とする諸外国へ進出した人びとが多く、その数は

合わせて100万人近くにも及ぶともいわれている。

こうした短期間での急激な移動は、元の居住地における人口割合の急激な低下、家族離散、 民族としての生活の一層の困難化などの深刻な諸問題を生じさせ、一時は「朝鮮族社会」の空 洞化、解体が強く危惧されたこともある。

2. 「在外同胞法」の制定と改定

1) 在韓朝鮮族の概況

- ・1992年の中韓国交樹立後、まずは「親戚訪問」の形で始まり、2007年の「訪問就業」の開始によって急激に増加し、現在、その数は50万人(韓国全人口の1パーセント。このうち「帰化者」5万人)。50万人のうちソウルに20万9000人(「帰化者」2万6650人)。
- ・ソウル在住「非帰化者」のビザの内訳は、「訪問就業」(H2) 12 万 5000 人、結婚移住者 1 万 4000 人、投資 1 万 3000 人、研修(D3) 2 万 9000 人、留学 1500 人である。
- ・「訪問就業」者の大半は、家事手伝い、建設労働者、食堂などの従業員であったが、留学経験 者を中心に、近年は大学教員、民間企業の管理職や経営者になる人びとも増えている。

2) 1998年8月「在外同胞の法的地位に関する特別法(案)」

在外国民のみならず、韓国系の外国籍在外同胞すべてを対象とし、在外同胞登録をした人には登録証を発給し、韓国入国時から 2 年間の滞在期間を与え、継続延長を認める。外国人登録を免除し、射倖行為や美風良俗違反行為、「単純機能勤労行為」にあたらない限りいかなる職種への就業も許容。外交・国防・情報・司法分野を除いた公職への門戸を開放、国内における不動産取得制限を事実上撤廃、金融取引において国内居住者と同等に遇し、医療保険の対象とし、国籍の喪失後も各種年金や国家功労者への保障金の継続受給を認める。国内居所申告後 30 日以上居住した者には選挙権を認める

3) 同法案への反対論

- ・国内世論:義務なしに権利だけを与えるもの。兵役逃れや財産の海外逃避の手段になる。旧 共産圏同胞の大量入国によって外交的摩擦や危険分子の潜入のおそれがある。
- ・外交通商部:「血統主義」に基づく法律は国際法の諸原則に反する。
- ・中国当局:「朝鮮族の管理に否定的な影響を与えかねない」。
- ・在日:さまざまな困難のなかで韓国籍を守っている人々と「帰化者」を事実上同等に扱うの は不公平。
- 4) 反対論を受けて、政府は同胞登録証制度や公職就任許容条項を削除し、国内選挙権の行使

要件や滞在資格取得要件や活動範囲の厳格化を表明した。さらに、中国政府の遺憾表明などを踏まえて、法の適用対象を、1. 韓国国籍をもっている在外国民、2. 韓国国籍を保有していた者、またはその直系卑属で外国国籍を取得した者のうち大統領が定める者、に限定し、1948年の政府樹立以前に中国やソ連などへ移住して韓国国籍を取得する機会がなかった人々は適用外とする。→この線で1999年8月12日国会を通過、成立。

5)「在外同胞法」の改定

「同胞法」に対して、在日、在中から強い不満と批判が出され、一部の韓国滞在者によって、同法は憲法上の平等権を侵害しているとして憲法裁判所に同法への憲法訴願が出され、2001年11月19日、憲法裁判所で憲法不一致の判決が下される。

2004年2月に法律が改定され、政府樹立以前に移住した人々も対象になるように変更。しか し、法律のなかの多くの規定は実行されておらず、韓国在留「朝鮮族」を中心に当事者たちか らの不満の声が絶えずにいる。

こうしたなか「朝鮮族」に対しては、「訪問就業」の形で出入国や在留上の一定の条件緩和を はかり、現在に至っているが、これも国内労働市場の状況から、2012 度限りで廃止すると噂が 広まるなかで、在韓朝鮮族などから「改定法」の全面実施を求める声が高くなっている。

- 6) 在外同法政策をめぐる(韓国内の) 主な論点
- (1) 内容と適用対象をめぐる対立—「血統主義」と国際規約をめぐる論争
- (2)「民族」をめぐる国家間関係―とりわけ「在外同胞法」と韓中関係
- (3) 二重国籍問題

3.「在外同胞法」をめぐる中韓の綱引き

- 1)「在外同胞法」にかかわる中国当局および当局者の対応や発言
- ・1998.9.初め 中国政府当局者「韓国政府が進めている在外同胞特例法は中国内の朝鮮族の動きに影響を及ぼしかねず、立法過程を注視している」と韓国政府関係者に伝える。
- ・同 9.21 楊文昌中国外交部亜州担当副部長(ソウルで)「中国は(この「特例法」が)中国内の朝鮮族社会と両国関係に及ぼす否定的な影響を憂慮している」と発言。
- ・同 10.11 (駐中韓国大使館に対して) (9.28 に韓国政府の「修正案」も)「在外同胞の範囲を包括的に規定し、中国内の民族主義を刺激する可能性を残しており、遺憾」と表明。
- ・2001.12.6 李濱駐韓大使(韓中フォーラム創立総会での挨拶で)「中国内の朝鮮族は血縁的に は韓国国民の同胞であるが、中国の56の民族の大家庭の一員」「(韓国政府は) 国家間関係を十 分に考慮して在中朝鮮族問題を解決してほしい」「民族問題は歴史的背景と現実的問題をともに

考慮すべき」「中国は二重国籍に賛成せず、いつ中国に渡ったのかに関わりなく、いったん中国 国籍を取得した以上は中国人と見なければならない」などと発言。

- ・2001.12.27 同 「(中国は)海外に住む中国国籍を有する華僑に対しては中国の公民として 合法的に優待するが、外国の国籍を取った華人に対しては他の外国人と同じく扱う。中国朝鮮 族は中国の公民である。これは中国の主権である。国際法に従って韓国には朝鮮族に対して属 地権や属人管轄権ともない。
- ・2002.1 月~3 月 中国当局は、在外同胞法の改正に関連した中国内での調査活動のために中国人りを希望した4人の韓国国会議員に対してビザ発給を拒否。

2)「静かな綱引き」の背景

○韓国内の積極論の内容

- ・「植民地支配を経験していないドイツやギリシアも(在外同胞の)母国への帰還を許容しているのに、被抑圧民族として骨身に沁みる流移民史を持つわれわれが母国への帰還の機会を与えず、母国での滞在や就業に厳しい制限を加えようとする姿勢は、同胞愛以前に人道的な次元でも正しくない」
- ・「在外同胞法は、われわれの血縁者がいったん国内に入国した後に適用される国内法であり、 外国現地で領事問題を引き起こすようなものではない……中国政府が自国民を優待しないよう にと要求する権限はない。純粋にわれわれの法的措置なのである」
- ・「朝鮮族の場合、歴史的にも他の主な少数民族民族とは異なって、中国共産党政権に反抗する 分離主義的な行動を行ったことはない」

○ 中国側の事情や思惑

- ・「改革・開放」の進展のなかでの国民統合の強化:「中華民族」論の加速化=「多元一体」から「一体」へますますの傾斜。
- ・南北問題にかかわる憂慮:「北」への配慮
- (在ソ)「高麗人」(コリョサラム)をめぐる旧ソ連各国の反応と中国のそれとの違い

4. 「同胞法」と中韓関係の行方:課題と展望

冷戦後の「旧ソ連・東欧」諸国における「在外同胞」をめぐる動きやその根拠にもなった「マイノリティ権利宣言」(1992)、「少数民族権利保護枠組み条約」(1994)などの精神に基づきつつ、さらには、東アジアという地域における新たな国際協力という共通の目標に照らした相互理解・協力という姿勢が大切ではないか。